

介護保険だより

平成29年8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、**居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超過していた場合**、査定（給付管理票の計画単位数を基準にしてサービス事業所の請求が減額されること）となりますが、**返戻となるケースもあります。**

1 表示について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には、以下のとおり表示されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	平成25年5月審査分	平成25年5月31日						
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所		1頁 群馬県国民健康保険団体連合会						
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
109999 〇〇市	1111111111 介護 太郎	請	H25.4	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

2 返戻が発生するパターン

査定後の再計算の過程で、システムでは判断できない部分があり、査定額を計算できない場合、返戻となります。

（1）特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算の算定対象外である支給限度額管理対象サービスを併せて請求している場合。

（例）サービス種類：訪問介護

特別地域加算と訪問介護初回加算（特別地域加算対象外で、支給限度額管理の対象）を併せて請求したものが査定対象となる場合

（2）特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算以外の支給限度額管理対象外サービスを併せて請求している場合。

（例）サービス種類：訪問看護

特別地域加算とターミナルケア加算を併せて請求したものが査定対象となる場合

3 サービス事業所の対応方法

請求単位数が正しいか、確認してください。

(1) サービス事業所の請求が正しかった場合

- ① 居宅支援事業所に、給付管理票の修正を依頼してください。
- ② 請求明細書を再提出してください。

(2) 居宅支援事業所の給付管理票が正しかった場合

- ① 請求明細書の請求単位数等を直して、再提出してください。

高額介護（予防）サービス費の見直し等について

平成29年8月1日から高額介護（予防）サービス費の見直しが行われます。
見直し内容については、以下のとおりとなります。

1 見直し全体の概要

- (1) 第4段階の月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。
- (2) 世帯内の全ての被保険者が1割負担の世帯については、自己負担額の年間の合計額に対して446,400円（37,200円×12か月）の負担上限額が設定されます。（激変緩和に係る3年間の時限措置）

2 月額上限の引上げ

公費負担医療受給者の公費の対象となるサービスに係る月額上限について、第4段階の月額上限と同様に44,400円に引き上げられます。

その他、年間の自己負担額の上限額等の改正が行われます。

詳しくは、別添のチラシ「月々の負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります」及び、厚生労働省のホームページ等をご覧ください。

平成29年度 介護保険事業所苦情処理研修会開催について

介護保険事業所苦情処理研修会を以下のとおり開催いたします。詳しくは、別添の案内をご覧ください。

- 1 開催日時 平成29年9月26日（火）13時00分から16時20分まで
- 2 研修会場 群馬県社会福祉総合センター 大ホール

問い合わせ先

インターネット



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会

平成29年
8月から

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

Q 高額介護サービス費とは？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)*
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)〈見直し〉 ※ 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)*
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるの？

A 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

該当するか
チェックしよう

Step1 同じ世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているか。

・ いる場合 37,200 円 (月額) → 44,400 円 (月額)

※ 現役並み所得者世帯は従来から 44,400 円

Step2 へ

Step2

①と②の両方に該当するか。(※ 8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)

・ 該当する場合 → 年間の上限 446,400 円 (37,200×12ヶ月) を適用【新設】

① 同じ世帯の全ての 65 歳以上の方 (サービスを利用していない方を含む。) の利用者負担割合が 1 割

② 世帯が現役並み所得者世帯※に該当しない

※ 同じ世帯に 65 歳以上で課税所得 145 万円以上の方がおり、同じ世帯の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円以上 (単身の場合は 383 万円以上) である場合。

利用者負担割合の基準

・ 1 割負担となる方は、下記の 2 割負担となる方以外の方です。

・ 2 割負担となる方は、次の①から④の全てに該当する方です。

① 65 歳以上の方

② 市区町村民税を課税されている方

③ ご本人の合計所得金額 (※1) が 160 万円以上の方 (年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)

④ 同じ世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」(※2) が 1 人で 280 万円以上の方、65 歳以上の方が 2 人以上の世帯で 346 万円以上の方

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

ご自身の負担割合については、負担割合証を確認するか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈高額介護サービス費の見直し後の適用例〉

		平成 29 年	7 月	8 月
A 世帯	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村民税が課税されている 2 割負担 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村民税が課税されていない 1 割負担 	月々の上限 37,200 円 年間の上限 なし	月々の上限 44,400 円 年間の上限 なし
	※現役並み所得相当の方ではない場合		サービス利用者	
B 世帯	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村民税が課税されている 1 割負担 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村民税が課税されていない 1 割負担 	月々の上限 37,200 円 年間の上限 なし	月々の上限 44,400 円 年間の上限 446,400 円 (新設)
	サービス利用者		サービス利用者	
C 世帯	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村民税が課税されていない 1 割負担 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村民税が課税されている 1 割負担 	月々の上限 37,200 円 年間の上限 なし	月々の上限 44,400 円 年間の上限 446,400 円 (新設)
	サービス利用者	45 歳・息子 ※40 歳～64 歳は 1 割負担	サービス利用者	

平成 29 年度

介護保険事業所苦情処理研修会

介護保険事業所従事者の皆様を対象に、本研修会を開催します。是非ともご参加ください。

開催日時 平成 29 年 9 月 26 日 (火) 13 時 00 分から 16 時 20 分まで (予定)
(受付は 12 時 00 分からです)

研修会場 群馬県社会福祉総合センター 大ホール
群馬県前橋市新前橋町 1-3-12
※ 構内駐車場の台数に限りがあるため、公共交通機関や乗り合わせでお越し
くださいますようお願いいたします。

定員 300 名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
※ 受け付けた事業所については、9 月上旬に本会ホームページに事業所番号を
掲示いたします。ご不明な点は本会担当者まで、ご連絡ください。

参加費 無料

申込方法 別紙の「申込用紙」に必要事項を記入の上、平成 29 年 8 月 25 日 (金) までに
FAX または郵送でお申し込みください。
なお、1 事業所につき 2 名までの参加とさせていただきます。

日 程 表

時 間	内 容
12:00	受 付
13:00	開 会 主催者挨拶 来賓挨拶
13:10	講 演 演題「国保連合会の電話相談」 講師 本会介護サービス苦情処理委員長 橋 本 和 博 氏
14:10	休 憩
14:20	講 演 演題「人と人をつなぐコミュニケーション」 講師 ディーヴェル 代表 金 子 恭 子 氏
16:20	閉 会

主催／群馬県国民健康保険団体連合会

後援／群馬県

